

泉大津市教育委員会会議 令和5年第2回定例会

会 議 事 項

(令和5年2月8日)

会 議 事 項

- 日程第 1 議案第 3 号 泉大津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 2 議案第 4 号 泉大津市立幼稚園に勤務する教育職員の給与及び旅費
に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 3 議案第 5 号 祭礼による市立総合体育館および駐車場の臨時休館に
ついて
- 日程第 4 議案第 6 号 「いずみおおつスポーツフェスティバル」開催による
市立総合体育館の臨時休館について
- 日程第 5 報告第 3 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 6 議案第 7 号 令和 4 年度教育委員会表彰被表彰者の決定について
- 日程第 7 議案第 8 号 泉大津市立学校施設の使用に関する条例の制定につい
て
- 日程第 8 議案第 9 号 令和 4 年度泉大津市一般会計補正予算（第 1 1 号）に
ついて
- 日程第 9 議案第 1 0 号 令和 5 年度泉大津市一般会計予算について
- 日程第 1 0 報告第 4 号 泉大津市教育施設再編計画のパブリックコメントの結
果について

教育委員会資料
5. 2. 8
教育政策課

議案第 3 号

泉大津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、
休日、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則について

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の定
年が 60 歳から 65 歳まで 2 年に 1 歳ずつ段階的に引上げされること
等に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

別紙 1 のとおり

3 施行期日

この規則（案）は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

泉大津市教育委員会規則第 号

泉大津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則（案）

泉大津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和42年泉大津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書及び第4条ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の泉大津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定を適用する。

泉大津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分(休憩時間を除く。)とする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内(休憩時間を除く。)で、別に定める時間の割振りとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長が、午前11時から午後2時までの時間内に置くものとする。ただし、学校運営上必要があると認める場合は、他の時間に変更することができることとし、<u>育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、午前11時から午後2時までの範囲内で別に定める時間内とする。</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分(休憩時間を除く。)とする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内(休憩時間を除く。)で、別に定める時間の割振りとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長が、午前11時から午後2時までの時間内に置くものとする。ただし、学校運営上必要があると認める場合は、他の時間に変更することができることとし、<u>育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員</u>にあっては、午前11時から午後2時までの範囲内で別に定める時間内とする。</p>

議案第 4 号

泉大津市立幼稚園に勤務する教育職員の給与及び旅費 に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の定
年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引上げされること
等に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

別紙2のとおり

3 施行期日

この規則（案）は、令和5年4月1日から施行する。

泉大津市教育委員会規則第 号

泉大津市立幼稚園に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

泉大津市立幼稚園に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例施行規則（平成24年泉大津市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第14号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員の支給額）

第5条 給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員に対する前条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を乗じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

泉大津市立幼稚園に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(級別標準職務)</p> <p>第2条 条例第4条に規定する一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉大津市条例第14号。<u>以下「給与条例」という。</u>)別表第1行政職給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第1)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。</p> <p><u>(給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員の支給額)</u></p> <p>第5条 <u>給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員に対する前条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</u></p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(級別標準職務)</p> <p>第2条 条例第4条に規定する一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉大津市条例第14号)別表第1行政職給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第1)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。</p> <p>第5条 (略)</p>

議案第 5 号

祭礼による市立総合体育館および駐車場の臨時 休館について

1 趣 旨

令和 5 年度の祭礼は 10 月 7 日、8 日の両日に行われるが、7 日については穴師・曾根・助松地区の十二町連合による連合曳きがあり、その際体育館周辺道路が午前 10 時から午後 5 時ごろまで全面通行止めとなるため、7 日は体育館への出入りが困難となる。

従って市立総合体育館休館日を変更する。

2 変更内容

令和 5 年 10 月 7 日（土）を臨時休館日とし、本来休館日である令和 5 年 10 月 9 日（月）を開館日に変更する。

利用者には、広報紙やホームページ及び館内掲示板などにより周知する。

3 根拠法令

泉大津市立総合体育館条例施行規則

第 3 条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。

議案第6号

「いずみおおつスポーツフェスティバル」開催
による市立総合体育館の臨時休館について

1 趣 旨

令和5年11月12日に、昨年度も開催している体験型スポーツイベントを中心とした「いずみおおつスポーツフェスティバル」をすることから雨天の場合、総合体育館での開催を検討しているため、市立総合体育館の休館日を変更する。

2 変更内容

令和5年11月12日（日）を臨時休館日とし、本来休館日である令和5年11月13日（月）を開館日に変更する。

利用者には、広報紙やホームページ及び館内掲示板などにより周知する。

3 根拠法令

泉大津市立総合体育館条例施行規則

第3条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。

報告第3号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第6条第2項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和5年1月1日（日）～ 令和5年1月31日（火）

4 内 容

別紙3のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R5.1.10	R5.4.15～ R6.2.11	2023年度 アドベンチャースクール	NPO法人ピープルアク ティブライフ
2	R5.1.10	R5.4.9～ R6.2.4	2023年度 SEEDs中学生プログラム	NPO法人ピープルアク ティブライフ
3	R5.1.10	R5.4.15～ R6.2.11	2023年度 わんぱくクラブ	NPO法人ピープルアク ティブライフ
4	R5.1.10	R5.3.25～ R5.5.4	2023年度 春のキャンプクラブ	NPO法人ピープルアク ティブライフ
5	R5.1.18	R5.4.9	泉州市民バンドフェスティバル2023	泉大津市吹奏楽団
6	R5.1.18	R5.4.8～ R5.9.16	2023年度 あすと市民大学(前期)	あすとホール
7	R5.1.31	R5.3.18	上映会・里親相談会	社会福祉法人和泉乳児 院里親支援機関つむぎ

新